

関東大震災時の朝鮮人虐殺における国家と地域

一日本人民衆の加害責任を見すえて一

SD161010 関原正裕

1. 章構成

序章 地域から問う国家と民衆の加害

第1節 本研究の課題

第2節 本研究の手法及び史料について

第1章 朝鮮人虐殺と埼玉県「移牒」

本章の課題

第1節 9月3日、事態の急展開

第2節 虐殺への「飛躍」となった「移牒」

第3節 軍隊による朝鮮人虐殺はなかったのか

本章のまとめ

第2章 在郷軍人の「不逞鮮人」経験と地域

本章の課題

第1節 地域における在郷軍人分会

第2節 県北部地域での朝鮮人虐殺とシベリア戦争従軍在郷軍人

第3節 地域の在郷軍人の証言から

本章のまとめ

第3章 加害の自覚を阻んだ異例の恩赦

本章の課題

第1節 検挙の「猶予」

第2節 有罪判決から恩赦へ

第3節 「特赦」実施を求めた論理と社会的、政治的背景

本章のまとめ

第4章 地域の民衆の加害責任の自覚と戦後社会

本章の課題

第1節 敗戦後から1963年の40周年調査

第2節 1963年40周年前後の教育実践と地域

第3節 1973年50周年調査と加害責任の自覚

本章のまとめ

補論 歴史教育の課題

第1節 歴史修正主義の台頭と歴史教育

第2節 関東大震災時の朝鮮人虐殺、及び植民地支配の加害に関わる実践

補論のまとめ

終章

2. 内容要約

埼玉での朝鮮人虐殺事件に国家は様々なかたちで深く関与し、また事件後には国家責任を隠蔽するため様々な工作もしているが、軍隊と警察は目に見えるかたちでは朝鮮人虐殺には関わっていない。直接、朝鮮人虐殺に手を染めたのは民衆自身である。

本論文は、埼玉での関東大震災時の朝鮮人虐殺において、直接虐殺を実行した地域の民衆が帝国日本のどのような支配構造のもとに置かれていたのか、また民衆自身が朝鮮人虐殺という加害責任を自覚し、それを次世代に継承する思想と実践とはどのようなものなのかを明らかにするものである。

序章では本論文の二つの課題意識について論じた。まず、山川出版社『詳説日本史 B』の事件についての記述では、朝鮮人虐殺事件の原因は朝鮮人に対する民衆の「恐怖心」と「差別意識」にあるとしているが、こうした意識は歴史的社会的に形成されたものであり、その構造を明らかにしなければ歴史的な教訓を導き出すことはできない。こうした課題意識から、埼玉の地域に根ざして、帝国日本の支配構造とその中での地域の民衆の存在について明らかにすることが本論文の第一の課題であるとした。

日本の民衆による墓碑や追悼碑の建立の経緯や碑文を分析した山田昭次は、碑文に日本国家と民衆が虐殺主体であることを明記していないことを指摘して「日本人民衆が朝鮮人を虐殺した罪を告白しない限り、日本民衆をそこに追い込んだ日本国家のより大きな罪は隠され続ける」と述べている。

現実的にはこれはそう容易ではないが、このままでは国家責任は隠され続けてしまうことになる。民衆が 100 年余り過去のつらい加害の歴史を想起し、植民地支配の責任を自覚し、次の世代に継承するとはどのような思想と実践なのかを明らかにするのが本論文の第二の課題であるとした。

第 1 章では、県の内務部長が発した 9 月 2 日付けの「不逞鮮人暴動に関する件」という「移牒」、この民衆に流した「不逞鮮人暴動」という誤認情報がいかなるタイミングで地域に通知され、いかなる内容であったのかを改めて検討し、それが民衆に何を求めたのか、なぜ自警団は朝鮮人虐殺を実行したのかを、埼玉県南部の地域の史料から描くことで、流言蜚語の発生源と虐殺の筋道を明らかにした。

東京に隣接する埼玉県南部地域の史料から、埼玉県内務部長が発した「移牒」は、東京方面からの避難者によって「不逞鮮人」に関わる流言蜚語が県内にまだ伝わっていない 9 月 3 日午後という時点で、流言蜚語の第一報＝発生源となった可能性がきわめて高い。

この「移牒」は、民衆の中から自然発生的に広がった流言蜚語を「認定」し、拡大したというのではなく、また流言の信ぴょう性を高めたというものでもなく、県という官の「権威」を伴った流言の発生源だった。しかも、その内容は「不逞鮮人」の「暴動」「襲来」などを既定の事実とし、自警団を組織し、殺害を予定した武器を持って「襲来」する「不逞鮮人」と戦闘せよと命じたのである。「移牒」という官が意図的に発生させた誤認情報と、これと

セットで命じられた「不逞鮮人」に対する戦闘＝殺害、虐殺の命令こそ村人たちを急速に朝鮮人虐殺へと「飛躍」させたものだったと考えられる。

国家の側の誤認情報を鵜呑みにして、命令に従って何の罪もない朝鮮人を虐殺した日本人民衆の責任は重い、「移牒」が地域に届いたタイミングと内容を検討する限り、国家の責任はそれ以上に重大であると言わざるをえない。

なお、第 3 節で未確定ではあるが川口での軍隊による朝鮮人虐殺の可能性について論じた。今後の調査でこの事実が明確になり、自警団事件を誘発したことが明らかになれば、「移牒」だけに限らない国家の関与と責任を指摘できるだろう。

第 2 章では、朝鮮、間島、シベリアへと拡大していた帝国日本の植民地戦争における兵士レベルの「不逞鮮人」「討伐」経験が、どのように自警団による朝鮮人虐殺と結びついていたかを事件現場の地域から具体的に明らかにした。

在郷軍人分会は役員が町村の指導層を占め、また青年団を掌握していたように、自警団において指導的役割を担っていたと考えられる。また、1919 年から始まる戦後民力涵養運動の中でも、在郷軍人は模範的な帝国日本のコアとなる臣民であることが求められていた。そのような在郷軍人に対して関東大震災の発生時には、軍中央及び帝国在郷軍人会本部から支部をとおして各町村の分会に「不逞鮮人」に関する「情報」が伝えられていた。

関東大震災時に、警察と自警団によって県南部から中山道を町村ごとに駅伝通送された朝鮮人が、県北部の熊谷、神保原、本庄で自警団によって虐殺され、寄居でも一人の朝鮮人が虐殺されたが、この事件で起訴された被告の中で熊谷では半数近く、神保原、本庄、寄居では 20～30% が在郷軍人であった。これらの事件が発生した大里郡と児玉郡出身の兵士たちは、1907 年に新設された熊谷連隊区に徴兵され、この年に創設された第 14 師団(宇都宮)歩兵第 66 連隊に所属し、また一部の兵士は朝鮮の第 19 師団のもとの連隊に所属し、1919 年の三・一独立運動に対する弾圧に動員されていた可能性が高いことが分かった。

シベリア戦争に従軍した歩兵第 66 連隊の兵士たちは、ロシアの「過激派」とこれと与する沿海州・間島の「不逞鮮人」がいかに悪辣で恐ろしい人間であるかを教育され、実際に「過激派」と闘い、「不逞鮮人」を殺害し、村ごと皆殺し作戦を現認し、これら戦闘の中で郷土の戦友を失うという経験をしていた。このような従軍経験を持った兵士たちが、朝鮮人虐殺事件が起こった熊谷・神保原・本庄・寄居の地域に帰還し、在郷軍人分会の一員になっていたのである。彼らの従軍経験は個々の兵士によって一定の幅はあるものの、地域の人々に「不逞鮮人」が日本人にとって「討伐」すべき敵であることを生々しく、説得性を持って語られ、地域の中へ浸透したであろう。そして、新聞はこうした「不逞鮮人」観を意図的に拡散させていった。

第 3 章では、虐殺に及んだ自警団員に対する警察の検挙、取り調べ、裁判所の公判、判決、政府による恩赦実施の一連の経過をできるだけ地域の史料をもとにその経過をたどり、国家の対応のねらいとその背景、被告となった自警団員の罪の意識、有罪判決を受けたことへの不満などを明らかにした。

埼玉県当局が県内市町村に「移牒」を発出し、これに基づいて自警団が組織され、朝鮮人虐殺事件が引き起こされたことを、国家の側は重々自覚していた。だからこそ、事件後に司法官僚は国家責任追及を遮断し、責任を隠蔽するために検挙を「猶予」し、裁判所は実刑率の低い有罪判決を下した。それでも有罪判決を受けた自警団員は納得できずに国家に背を向ける心情を吐露していたのである。

なぜなら、自警団員の意識並びに朝鮮人殺害の論理は、県が発出した「移牒」に従って「不逞鮮人」から村を守る為に行動したというものだったからである。しかも、この意識は村人も共有していた。そこで政府は「特赦」「特別特赦」という異例の恩赦によって、有罪判決の免除ないし消滅の措置を講じたのである。

政府がこうした措置を取った社会的、政治的背景には、大正デモクラシー状況のなかで国民精神が墮落しつつあるという危機意識のもと、天皇制国家の最も忠実な臣民として期待していた在郷軍人はじめ自警団員を国家から離反させるわけにはいかないという判断があったからだった。

「特赦」「特別特赦」は、有罪となって国家に背を向けていた自警団員と村を守る為に行動してくれた自警団員を「助ケネバナラヌ」と思っていた村人の意向を汲み取るものでもあった。このことによって自警団に罪を押し付けて自らの責任を隠蔽する国家の不当性への追及は緩和され、結果として民衆が自らの過ちに向き合う可能性も抑制ないし減殺されてしまったのである。「特赦」「特別特赦」の措置は、自警団員が自らの加害責任に気づき、向き合うことを阻む効果があったのである。

しかも国家は検挙の「猶予」、軽い判決、「特赦」「特別特赦」実施の過程で、「自衛」のためならば「誤テ」朝鮮人を殺しても甘い処分で済ますというきわめて民族差別的なメッセージを発したのである。このことは日本人の朝鮮人差別意識を大いに助長する結果を招いたであろう。

以上 1～3 章から、埼玉県の「移牒」の誤認情報及び「不逞鮮人」との戦闘命令は地域の自警団を朝鮮人虐殺へと「飛躍」させるに十分な威力を発揮したこと、在郷軍人は帝国日本の植民地戦争の従軍経験から体得した「不逞鮮人」観を事件前に地域に浸透させていたこと、国家は自らの責任を隠蔽するために被告となった自警団員へ「特赦」「特別特赦」の措置を講じたことが明らかになった。

第 4 章では、関東大震災時の朝鮮人虐殺事件について、地域の民衆が植民地支配をした加害者としての意識を持って事件に向き合うようになったのは、いつ頃からなのかとの課題意識から、事件の調査・追悼について戦後の日本人はどのような運動をしてきたのか、また教育の課題として教員はどのような実践をしてきたのか、その中で民衆の加害責任がどのように自覚化されていったのかを分析した。このことは、本論文の第二の課題に応えることに繋がると考えた。

埼玉の上里村において、敗戦直後の調査・追悼の運動は、戦前以来の労働運動・農民運動の日本人と在日朝鮮人の活動家によって行われていた。彼らは、朝鮮人虐殺事件は「軍閥官

憲」による弾圧であったとし、この調査・追悼の運動は帝国日本の植民地支配責任の追及に繋がっていく可能性のあるものだったが、日本人民衆による朝鮮人虐殺という視点は後景に退き、民衆の排外的な朝鮮観を正すという課題は先送りされた。

1958 年から日朝協会は日韓条約反対運動を展開したが、日韓両政府間の交渉の中で最も対立していた植民地支配の歴史認識の問題については、運動の中で深められることはなかった。また、1963 年の関東大震災 40 周年における日朝協会による朝鮮人犠牲者の追悼活動の中でも、日本人民衆の反省や責任の自覚という視点は弱く、民衆の排外的な朝鮮観や加害責任に向き合うことはできなかった。

日本人民衆の排外的な朝鮮観、差別意識、加害責任の問題に向き合うようになったのは、1970 年代に入って日朝協会や歴教協の市民や教員による聞き取り調査活動、地域の掘り起こし運動からだった。その先駆けとなったのが 1973 年、震災 50 周年を契機に取り組みられた日朝協会豊島支部による聞き取り活動と『民族の棘』の刊行だった。豊島支部の青年労働者たちは、関東大震災時の朝鮮人虐殺を自分自身の問題として受け止め、虐殺を引き起こした普通の日本人の朝鮮観の問題点をつかまなければならないと考え、聞き取り調査に取り組んだ。そして、証言を皆で討論する中で排外的な朝鮮観や民衆の責任についての認識を深めていった。同じく震災 50 周年の 1973 年に埼玉の北部地域で自ら聞き取り調査を行ない『かくされていた歴史』の編集に携わった石田貞は、植民地支配政策に取り込まれた民衆の姿と意識、日本人民衆の加害責任を朝鮮人虐殺事件の教育実践に位置付けるべきであると主張していた。関東大震災時の朝鮮人虐殺事件が教科書に記述され、教員が授業で扱うようになるのは 1970 年後半からのようである。石田貞も関わっていた 1975 年の埼玉県立熊谷女子高校日本史部による地域の朝鮮人虐殺事件を調査した取り組みは、民衆の加害責任に向き合った歴史教育の実践の先駆けだったと考えられる。

以上から、日本人民衆による朝鮮人虐殺という加害の歴史を想起し、植民地支配の責任を自覚し、次の世代に語り継ぐとは、事件を自分自身の問題としてとらえ、事実を出来る限り具体的につかむという作業を自分で行ったり、追体験することから始まるのではないかと考えた。

歴史教育の場合も、補論で論じたように植民地支配による犠牲者の人権を救済するという立場に立って、子どもたちに事件の事実を出来るだけ具体的につかませ、自分自身の問題としてとらえさせることが、植民地支配における加害責任の問題を考えることにつながるのではないかとした。